

# 特別児童扶養手当を支給します



問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111 (内線2322)

記事 ID 0046484

## 特別児童扶養手当

身体または精神に一定の障がいがある児童を養育している人に、児童の福祉の増進を図る目的で支給する手当です。

### 支給対象

身体または精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している人。

※該当していても、児童が障がいを理由に公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している場合は手当を受けられません。また、本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、手当の支給が停止されます

特別児童扶養手当支給月額	
等級	手当額 (児童1人につき)
1級	52,400円
2級	34,900円

### 所得状況届の提出はお早めに

8月は「特別児童扶養手当所得状況届」を提出する月です。提出をしないと、資格があっても8月以降の手当が受けられなくなります。

## 救急医療情報キットの備えと情報の更新をしましょう！

問い合わせ 介護高齢課高齢者支援室 ☎53-2111 (内線3420、3421)

記事 ID 0035495



### 救急医療情報キットとは

病気やけがで救急搬送が必要となった場合に、救急医療情報キットを活用し、救急隊員や医療機関が速やかに対応できるようにするものです。

高齢者や障がい者の「かかりつけ医」「おくすりカード(写)」「持病」などの医療情報や、緊急時の連絡先、「診察券(写)」「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫のドアポケットに保管します。現在、約734世帯が救急医療情報キットを設置しています。

キットは無料ですので、万が一の緊急時に備えておきましょう。

### 申請方法

介護高齢課または各支所地域振興課の窓口申請書を提出してください(申請書は窓口にあります)。担当が救急情報の作成をお手伝いします。ご親族など代理人による申請も受け付けています。窓口にお越しになるのが困難な方は、ご連絡ください。

### すでに設置している人へ

保管してある情報が古くなってはいませんか。持病や普段飲んでいるくすりなどの医療情報、緊急時の連絡先などを、最新の情報に更新しましょう。救急情報シートの情報が変更になった場合は、「更新日」と新しい情報を記入してください。新しい救急情報シートが必要な場合にはご連絡ください。

# 児童扶養手当の支給・ひとり親家庭等医療費助成について

問い合わせ こども課子育て支援室 ☎53-2111 (内線2552、2553)

記事 ID 0049882

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を別に行っている児童の健やかな成長と家庭の生計安定、自立促進のために支給される手当です。

### 支給要件

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいがある児童は20歳未満)を養育している母または父もしくは母または父に代わって養育している人。

- ①父母が離婚した児童
  - ②父または母が死亡した児童
  - ③父または母に一定の障がいがある児童
  - ④父または母の生死が明らかでない児童
  - ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
  - ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑧母が婚姻によらないで出産した児童
  - ⑨棄児などで出生の事情が明らかでない児童
- ※該当していても、障害年金や遺族年金などの公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している場合などは、手当を受けることができません。また、本人または同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、手当の一部または全額の支給が停止されます

児童扶養手当支給月額	
対象児童数	手当額
1人	43,070円～10,160円
2人	53,240円～15,250円
3人以上	児童1人増すごとに6,100円～3,050円を加算した額

## ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭の父や母、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童、障がいのある児童は20歳未満)などの医療費の一部が助成されます。

### 助成要件

児童扶養手当の「支給要件」と同じです。

### 現況届・更新申請書の提出はお早めに

8月は「児童扶養手当現況届」を提出する月です。提出をしないと、資格があっても児童扶養手当は11月以降、手当を受けられなくなります。また、ひとり親家庭の医療費助成を受けている人は、8月中に「更新申請書」を提出してください。

■下記の日程で、現況届・更新申請の受付時間を午後7時まで延長します。(特別児童扶養手当は除きます)

### 【本庁】

8月2日(火)・4日(木)・9日(火)

### 【各支所】

8月25日(休)

